

令和2年6月1日

事業主様
事務担当者様

関東ITソフトウェア健康保険組合

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた
令和元年度健康診断の実施等に係る取扱いについて（改訂）

平素は、当組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年3月3日付 基発 0303 第1号 厚生労働省労働局長から都道府県労働局長あて発出の通知を踏まえ、当組合が保健事業で行っている健康診断の対応について4月22日付けで案内をしておりましたが、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関するQ & A」の更新がありましたので当組合の対応につきましても一部内容を改訂いたします。

記

1. 対象者

新型コロナウイルス感染症の状況により令和元年度（令和2年3月31日まで）の健保補助利用の健康診断を延期した方で健診受診時に被保険者及び被扶養者の資格がある方。

2. 内容（下線部について一部改訂）

上記対象者については、延期した健康診断を令和2年10月末日までに実施した場合、令和2年度に限り健保補助での健康診断を2回まで可能とします。延期した健康診断の健診種別や利用料金（事業者健診受託料）等については、令和2年度健診実施要領に沿った対応となります。なお、健診機関へ予約をする際は、特段の申し出は必要ありませんので通常通り行ってください。

3. その他

延期した健康診断の実施時期等につきましては、厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）＜6.安全衛生＞」（下記URL参照）でご確認ください。なお、今後の状況により取扱いの変更があった場合は、当組合ホームページでご案内いたします。

（参考 厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q6-2

以上

<お問い合わせ先>

健診事業課 TEL03-5925-5349